

9 水田活用の直接支払交付金

【令和3年度予算概算要求額 305,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、**産地交付金**により、**地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造**を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、**水田農業高収益化推進助成**により支援します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米70万トン、米粉用米13万トン [令和12年度まで]） ○ 飼料自給率の向上（34% [令和12年度まで]）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減 [令和7年度まで] ○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、**地域の裁量で活用可能な産地交付金**により、二毛作や耕畜連携を含め、**産地づくりに向けた取組を支援**します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

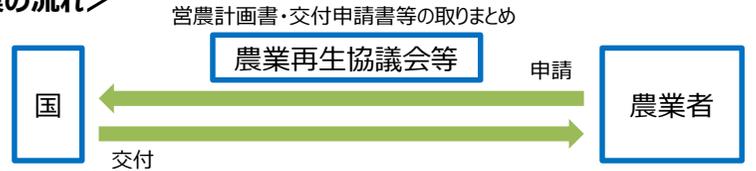
3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「**水田農業高収益化推進計画**」に基づき、国のみならず地方公共団体等の**関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組**と併せて、**水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進**します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>



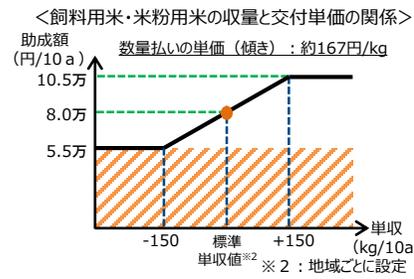
【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

※1：飼料用とうもろこしを含む



産地交付金

- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会ごとに「水田フル活用ビジョン」において支援内容（対象作物や単価等）を設定。
- また、「転換作物拡大計画」に基づき、以下を年度当初に配分。
 - ① **転換作物拡大加算 (1.5万円/10a)**
 地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。
 - ② **高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)**
 地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等※3の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。
 ※3：高収益作物等；高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし
- さらに、当年産の以下の取組に応じて追加配分。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※4	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

※4：3年以上の契約

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援。
 - ① **高収益作物定着促進支援 (2.0万円/10a×5年間)**
 高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。(②とセット) ※5：その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援
 - ② **高収益作物畑地化支援 (10.5万円/10a)** 高収益作物による畑地化の取組を支援※5。
 - ③ **子実用とうもろこし支援 (1.0万円/10a)** 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

21 経営所得安定対策

【令和3年度予算概算要求額 279,175 (289,311) 百万円】

<対策のポイント>

米穀、麦その他の重要な農産物について、諸外国との生産条件の格差や農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、**畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）**及び**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）**を、担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します。（いずれも規模要件はありません。）

<政策目標>

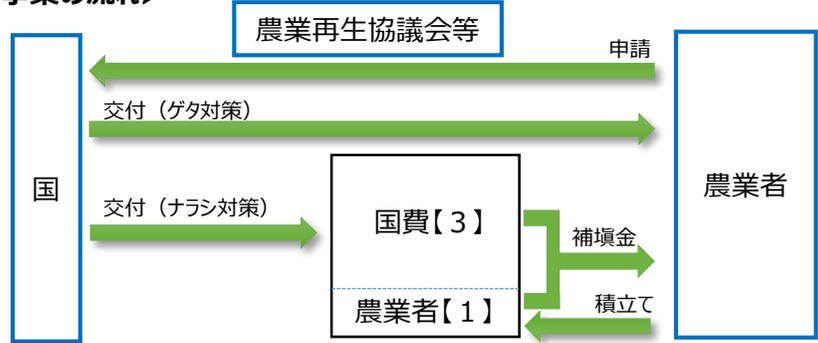
米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<事業の内容>

- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）**
 （所要額）198,593 (216,322) 百万円
 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対し、経営安定のための交付金を直接交付します。
- 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）**
 （所要額）71,448 (64,457) 百万円
 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよの令和2年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割分を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補填します。
- 経営所得安定対策等推進事業等** 9,134 (8,532) 百万円
 農業再生協議会が行う水田フル活用ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。また、申請手続の電子化を支援します。

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



<事業イメージ>

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【交付単価（令和2年産～4年産まで適用）】

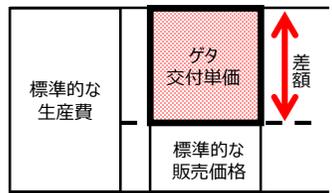
【数量払】 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦	6,710円/60kg	はだか麦	9,560円/60kg	でん粉原料用ばれいしよ	13,560円/t
二条大麦	6,780円/50kg	大豆	9,930円/60kg	そば	13,170円/45kg
六条大麦	5,660円/50kg	てん菜	6,840円/t	なたね	8,000円/60kg

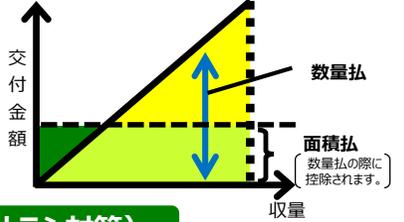
【面積払】 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

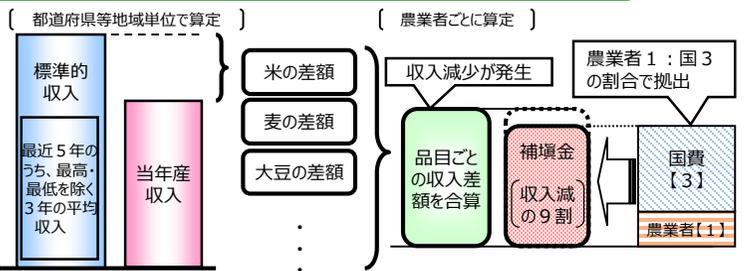
<交付単価のイメージ>



<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）



加工用米や飼料用米等の新規需要米及び備蓄米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

取り組みに当たっては、以下の点に留意してください。



1 出荷時の留意事項

- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
 - ① あらかじめ、**飼料用米等を生産するほ場を特定した『区分管理方式』**で取組むことを選択した場合は、**『飼料用米等を生産したほ場の、ふるい下米を含む全収穫量』**を出荷（※）してください。
 - ※ 「ふるい下米」等を飼料用米等として出荷しなかった場合、不適正な流通となり、交付金の支払ができません。（20ページ参照）
 - ② 主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う**『一括管理方式』**で取組む場合は、**当初の契約数量を出荷することが原則**ですが、作柄変動による変更を行うことができます。（以下の2参照）
 - （注）変更後の契約数量は30kg単位で調整することができます。
- 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行ってください。（21ページ参照）
- 加工用米や新規需要米を**集出荷した実績を国に報告**してください。

2 「一括管理」で取り組んだ場合の契約数量の変更の仕方

- 加工用米、新規需要米及び備蓄米に「一括管理」で取り組み、**作柄変動が生じた場合は**、以下の方法で算出した数量に**契約数量を変更**することができます。
 - ① 契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯の単収を用いて算出
 - ・ **当初の契約数量 × (作柄表示地帯の単収 / 作柄表示地帯の平年単収)**
（上記算出数量と当初の契約数量との間の任意の数量とすることができる）
 - ② 加工用米等の生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合
 - ・ **当初の契約数量 × (当該農業者の実単収 / 当該農業者の配分時の単収)**
 - ③ 自然災害等により減収した場合
 - ・ **当初の契約数量 - (加工用米生産予定面積 / 全ての水稻作付面積 × 減収量)**
（注）減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量
 - ※ ②及び③については、あらかじめ地方農政局長等と協議が必要です。

3 加工用米及び新規需要米の販売先や用途の変更手続き

- 加工用米及び新規需要米は、**あらかじめ契約等を締結した需要者等に販売すること、また、定められた用途で供することが原則**ですが、
 - ① 需要者等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が加工用米等を所有することができない場合、
 - ② 着色粒及び微細粒等の低品位米が発生し、定められた用途に使用できない場合等、**真にやむを得ない事由が生じた場合には、国の承認を得た上で販売先や用途を変更**することができますので、このような場合は最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- なお、承認を受けずに他の需要者に販売したり他の用途に使用した場合は、不適正な流通となり、関係法令等に基づく措置等が行われますので注意してください。

4 こんな行為は違反です！

- 加工用米、新規需要米及び備蓄米として生産した米を**主食用米として販売**
- 主食用米から発生した「**ふるい下米**」を寄せ集めて**飼料用米として出荷**
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を**飼料用米に水増しして出荷**
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「**ふるい下米**」を**他の用途に販売**

国は、飼料用米等の**出荷状況を確認**することがあります！



5 もし、不適正な出荷が行われたら、

- 加工用米、新規需要米及び備蓄米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
 - ① **その名称及び違反事実を公表する**
 - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の**全ての交付金を返還**
 - ③ 当該取組の**認定を取り消す**とともに、**一定期間**、新規需要米や加工用米の**取組を認めない**（捨てづくりが確認された場合も同様）

などの措置が講じられます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

★ **不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください！**

食糧法に基づく措置

遵守事項

チェック

- 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>

・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則^注が適用されます。

不正転用による不当利益防止

食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取り扱い

- 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うなど、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
 - 紙袋等の包装に用途を表示
〔米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)、加工用米は(加)、その他用途〕は、その用途に即して輸出用などと表示
 - 需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

米トレーサビリティ法に基づく措置

記録

チェック

- 出荷・販売の伝票を受領（又は納品書を発行）
- 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
- 用途限定米穀の場合その用途を記録

<罰則>

・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則^注が適用されます。

流通ルートの特定

米・種もみ[※]を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※ 米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゆう、みりんなども対象になります。

記録事項

品名、産地、^{※1}数量、年月日、取引先名、米穀の用途^{※2}等

※1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀については、「米粉用米」、「飼料用米」、「加工用米」、「輸出用米」などの用途を記載

注：50万円以下の罰金

(参考) 米トレーサビリティ法のその他の内容

事業者間[※]における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米を農協や業者等に出荷・販売した場合には、産地を伝票等又は商品の容器・包装に記載することにより伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、産地を商品の容器・包装等に記載することにより伝達する必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝達

<罰則>

・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。

・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

● 米トレーサビリティ法についての情報は、右記のホームページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/syoutan/keikaku/kome_toresa/

米トレーサビリティ法

検索

立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。ご協力をよろしくお願いいたします。

(参考) 水田における麦、大豆、非主食用米等の所得 (10アール当たりのイメージ)

(単位:千円/10a)

	販売収入 ①	経営所得安定対策等の交付金			収入合計 ③=①+②	経営費 ④	所得 ③-④	労働時間 (時間/10a)	
		②	うち 畑作物	うち 水田活用					
小麦	14	77	42	35	92	48	44	5	
大豆	24	62	27	35	85	45	40	7	
飼料用米 米粉用米	単収が 標準単収値と なる場合	7	80	—	80	87	63	24	24
	多収品種を用い て単収が 標準単収値 +150kg/10a となる場合	9	117	—	117	126	75	51	25
そば	13	49	29	20	63	24	39	3	
なたね	17	51	31	20	69	34	34	8	
主食用米	121	—	—	—	121	83	39	24	

注1) 販売収入

- ・ 小麦、大豆、そば、なたねの販売収入は、平成23年産から平成27年産までの農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- ・ 飼料用米及び米粉用米の販売収入は、取組事例のデータを用いて算定。
- ・ 主食用米の販売収入は、平成23年産から平成27年産までの農産物生産費統計の全国平均について、平成29年産の価格動向を踏まえて補正し算定。

注2) 交付金

- ・ 水田活用の交付金について、単収が標準単収値+150kg/10aになった場合は、多収品種での取組による1.2万円/10aの産地交付金の追加配分が加算され、戦略作物助成の収量に応じた上限単価10.5万円/10aが適用されるとして算定。
- ・ そば、なたねの水田活用交付金の交付金額については、産地交付金により地域の実情に応じて設定されるが、平成25年度までの助成金額を用いて算定。

注3) 経営費及び労働時間

- ・ 小麦、大豆は、平成27年産の農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- ・ そば、なたね、主食用米は、平成28年産の農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- ・ 飼料用米、米粉用米の経営費については、単収が標準単収値と同じとなる場合は、主食用米の機械を活用するため、主食用米の経営費から農機具費及び自動車費の償却費を控除。単収が標準単収値+150kg/10aになる場合の経営費及び労働時間は、標準単収値と同じとなる場合から、150kgあたりの施肥及び収穫・調製等に係る費用及び労働時間を加えて算定。